

◆地域における健康づくり活動の推進

市民の健康の維持・増進のため、身近な地域で気軽に、人と人とのふれあいの中で楽しく健康づくりを続けることができるよう、地域で健康づくりをけん引するボランティアを育成し、その活動を支援します。

【主な取組み】

●地域で GO!GO! 健康づくり

市民センター等を拠点として、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会が、健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政（保健師等）のなどの協力により行います。

●健康づくり推進員・食生活改善推進員の養成・活動支援

地域における健康づくり・介護予防を推進するリーダーとなる健康づくり推進員や食生活改善推進員を養成します。また推進員が行う地域での健康づくりの活動を支援します。

地域活動団体、支援機関等の中で情報共有をはじめとする 連携を深める

近年の複合化・複雑化している課題に速やかに対応するためには、地域住民や地域で活動しているボランティアやNPO等の団体、民間事業者、学校、行政などの中での連携が不可欠です。

日ごろから、福祉・医療、まちづくり、教育などの分野を超えた相互の関係づくりを行うことで、支え合いの輪を広げましょう。

地域での活動報告

LINE を活用した情報共有のしくみづくり

市内のある地区では、近隣の自治会、社協やPTA、青少年育成会などのメンバー（9割が30～50代）によるLINEグループを作り、日常的に情報共有などを行っています。

〈具体的な活用方法〉

- 「子どもが家に帰ってこない」という情報が入れば、服装などの特徴等について情報共有して一緒に探す
 - 防犯アプリ「みまもっち」を持っていない人向けの不審者情報の発信
 - 台風時の被害状況等の情報共有
 - 気になることがあるときの相談ツール
 - 市民センター等での催し物のお知らせ
- など

【実現に向けた取組み】

◆地域の関係機関・団体の連携の強化

保健・医療・福祉関係者、地域住民や地域活動団体、民間事業者、学校、行政などで構成される各区の「保健・医療・福祉・地域連携推進協議会」の活動の支援や、地域リハビリテーション支援体制の推進などにより、各区の特性を生かしながら、子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【主な取組み】

●地域リハビリテーション支援体制の推進

市民のニーズに応じた質の高い相談支援を行うことができるよう、地域リハビリテーション支援拠点を設置し、医療機関等の協力を得て、リハビリテーションに関わる事業を一体的にかつ効果的に実施するとともに、リハビリテーション関係者の連携強化をさらに推進していきます。

※地域リハビリテーションとは

障害のある子どもや成人、高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、そのらしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべて。

(日本リハビリテーション病院・施設協会 2016)

◆家庭・地域・学校の連携推進

複雑化する課題に対応し、地域ぐるみで子どもたちを支援する取組みを進めるためには、従来の学校と教育委員会における取組みのみならず、家庭への働きかけや連携、地域の大学・企業・団体や専門的な人材等との協働、保健・福祉分野との連携が不可欠です。

特に最近では、地域が学校を支援する仕組みや体制の構築が図られており、今後はさらに、地域との連携・協働を進める取組みを検討する必要があります。

そのため、引き続き、自治会をはじめとする地縁団体やボランティア等と連携し、各学校の実情に応じて、地域全体で学校教育を支援する取組みを進めます。

【主な取組み】

●地域学校協働活動推進員

地域等と学校とのパイプ役として、学校の要望に応じてスクールヘルパー等の人材発掘や「地域学校協働活動」の企画・立案、学校と地域住民、民間企業、団体・機関等との連絡・調整、地域住民への情報提供・助言・活動推進などに携わっています。

●家庭教育学級

市民センターとPTA、学校等が連携し、同じ年代の子どもを持つ保護者が、お互いの経験や情報を交換するとともに、楽しく交流しながら学び合う場として「家庭教育学級」を実施しています。

●コミュニティ・スクール、地域学校協働活動事業

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくために、「コミュニティ・スクール（北九州市型コミュニティ・スクールを含む）」と「地域学校協働活動」の一体的な推進を図ります。

災害に備えて、平常時から支え合いのネットワークづくりに取り組む

近年では地震や台風、豪雨などの大規模自然災害が日本各地で発生しており、本市においても、平成30年7月の豪雨により大きな被害が発生し、防災に対する意識が高まっています。

災害が起きた時に迅速に行動するためには、平常時からの準備が大切です。自分と周りの人の命を守るため、自分が住む、または働いている地域において起こりうる災害を想定して、避難時や避難所において支え合うことのできるネットワークをつくりましょう。

【実現に向けた取組み】

◆災害時の助け合いの仕組みづくり

大きな災害が起きた時に備え、地域において安否確認や避難方法、避難所の運営などについて具体的に検討し、助け合う仕組みづくりを支援します。

【主な取組み】

●住民参加型災害図上訓練（DIG）・避難所運営ゲーム（HUG）

DIG（ディグ）は、参加者が自分たちの住むまちの地図を囲み、危険箇所や避難場所などの書き込みを行いながら議論し、起こりうる災害像を具体的にイメージできる訓練を実施しています。

HUG（ハグ）は、参加者が避難所運営担当者となって、数多くの避難者をいかに適切に配置するのかを検討し、避難所で起きる様々な出来事を模擬体験できる図上訓練を実施しています。

◆避難行動要支援者の把握・見守りの体制づくり

高齢者や障害のある人のうち、避難する際に特別な支援を必要とする人が円滑かつ迅速に避難できるよう、個別避難支援計画の作成を進めるとともに、日ごろから地域住民や関係団体などと連携して、安否確認及び避難支援などの体制づくりを推進します。（→ P.40 へ）

◆福祉避難所の設置

介護や医療など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を受け入れることができる「福祉避難所」設置のため、民間の福祉施設と協定を結び、避難時の受け入れやその後の支援について、地域と連携しつつ迅速に対応できるような体制をつくります。

地域での活動報告

令和2年9月の台風10号による福祉避難所の開設及び地域との連携

ある施設では、毎年近隣校区で実施される避難訓練に参加するなど、日ごろから地域との連携を強めています。

超大型と言われていた台風10号の際には、台風が来る2日前から施設内で理事長、施設長をはじめとする特別対策チームを立ち上げ、近隣の自治会・町内会長、市民センター及び行政と、福祉避難所開設についての対応や要援護者の施設への送迎、食事提供を含めた支援についての情報共有と連携確認を行い、当日の迅速な避難に結び付けました。

◆災害ボランティアセンターの設置・運営のためのネットワークづくり

本市では、災害発生時および発生後に速やかな復旧・復興を進めるため、災害ボランティアセンターの設置・運営について、社会福祉協議会と市の間で取り決めを設けています。

毎年、社会福祉協議会において、大規模被災時に全国から参集するボランティアを受け入れ、被災者ニーズに沿った円滑な支援活動につなげるため災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を各区で展開しています。

災害時の避難行動要支援者の支援について

【国の方針と本市のこれまでの取組み】

平成23年3月の東日本大震災を教訓に、平成25年6月の災害対策基本法の一部が改正され、高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されました。

この改正を受け、内閣府は、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を策定・公表しました。

取組指針に 盛り込まれた 項目

- I 改正災害対策基本法に基づき取り組む必要がある事項
 - 第1 全体計画・地域防災計画の策定
 - 第2 避難行動要支援者名簿の策定等
 - 第3 発災時等における避難行動要支援者名簿の活用
- II さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項
 - 第4 個別計画の策定
 - 第5 避難行動支援に係る地域の共助力の向上

本市においても平成26年度から「避難行動要支援者避難支援事業」を開始し、自治会が中心となり、民生委員や社会福祉協議会の協力を得ながら、地域における支援体制づくりを行っています。

具体的には、避難の際に支援が必要な高齢者や障害のある方々の情報を、ご本人の了解を得たうえで自治会などへ名簿として提供し、災害時にはその名簿を活用して適切な避難誘導を行うというものです。（令和2年7月末現在で735人の名簿を作成しています。）

【今後の方向性】

今後も避難行動支援のための個別計画策定を進めていくためには、要配慮者と地域、要配慮者と行政、地域と行政といったつながりを強めていく必要があります。

また、日常生活を営むための福祉サービスと災害時の避難や避難後の生活を切れ目なくつなぐことが重要です。

高齢者や障害のある人といった災害時に要配慮者となり得る方々は、平常時には介護支援専門員や相談支援専門員といった福祉関係者を通じて介護保険サービスや障害福祉サービスを使っていることが多いと思われます。

災害が発生したときにも、要配慮者の身体的な機能に変わりはありませんが、道路の寸断、公共交通機関の停止、避難所や仮設住宅といった生活環境への適応の難しさといった形で、日常生活を継続する前提が著しく変化します。

災害に伴って生じる環境の変化を想定し、要配慮者の個別の事情に配慮して、環境の変化にどう対処するかをあらかじめプランニングし、要配慮者や福祉関係者そして地域が共有する取組みを平常時から行うことを通じて、誰一人取り残さない地域、誰一人取り残されない社会を創っていくことが必要です。